

## 製品購入後の保守メンテナンスについて

本契約は、本来、大型製品に付随しない購入後のサービスを以下に定める内容にて、契約を弊社およびお客様との間で締結するものです。該当製品は以下のものとなります。

エックス線検査製品機器・ゲート式金属探知機・ベルトコンベヤ方式金属探知機等

### ■定期点検・保守について

定期点検は予め契約内容に定められた一定の期日に製品の点検を行うものです。主な点検内容は以下の通りとなります。

1. エックス線検査製品機器
  - a. 放射線の漏洩値の測定
  - b. 動作電圧の測定
  - c. ベルトコンベヤ等の動作の点検
  - d. 各機能の動作点検
  - e. 外観の点検
  
2. ゲート式金属探知機
  - a. 動作電圧の測定
  - b. 各種パラメータ設定機能の点検
  - c. 検出性能の点検
  - d. 外観検査
  
3. ベルトコンベヤ方式金属探知機
  - a. 動作電圧の測定
  - c. 各種パラメータ設定の点検
  - d. 検出性能の点検
  - e. ベルトコンベヤの動作点検

### ■定期点検・保守の種別について

#### 1. 定期点検・保守（定期訪問保守）

一定の期間をもって点検を実施します。その期間は、1ヶ月定期点検、3ヶ月定期点検、6ヶ月定期点検の3種類の期間を契約で定めます。故障が発見された場合、保証規約に準じて修理等の対応をいたします。故障修理のための訪問回数は弊社規定の必要回数となります。訪問期間に応じて料金を定め、1年間契約となります。1年毎の更新となります。料金は別表①をご参照ください。

## 2. 定額点検・保守（オンコール保守）

点検を除く故障発生時に出張対応致します。消耗品、交換部品以外は、無償にて対応させていただきます。この契約には毎月定額料金のお支払いが必要です。故障が発見された場合、保証規約に準じて修理等の対応をいたします。料金は別表②をご参照ください。点検のみの場合、月1回を限度とさせていただきます。故障修理のための訪問回数は弊社規定の必要回数となります。年間契約とさせていただきます。

## 3. スポット点検・保守

機器の故障発生時にオンコールにて対応致します。（対応時間：平日9：00～17：30）故障の内容、程度及び機器の設置場所により料金が異なります。修理代金には次のものが含まれ、交通費・部品代金・出張料の合計額になります。また、特殊工事が必要な取付につきましては別途技術加算料を加えさせていただきます。詳細は別表③をご参照ください。

## 4. 特別点検・保守

本契約条件に無い、時間外、期日外に生じた故障への対応で、別途料金が課金されます。

# 保守基本契約

お客様（以下甲といいます）は、弊社アイメックストレージ（以下乙といいます）との保守契約を開始するにあたり、本保守基本契約（以下本契約といいます）にご承諾いただくものとします。

## 第1条：免責

本契約で定められた内容において、乙は以下の事項についてはその責務を負わないものとします。

- a. 第三者により、本契約の履行が阻まれた場合、乙はその責任を負わないものとします。
- b. 乙により契約解除の申し出があった場合、それが契約期間満了日数に満たなくても、支払われた契約料金については、乙に返金の責務はないものとします。
- c. 本契約の有効期間に起こる不測の出来事により生じた甲の損害について、乙は弁償などの債務がないものとします。
- d. 本契約に記述される言語上の表現または欠陥により生じる相互の不理解について乙はその責務を負わないものとします。またその解釈は社会通念上理解し得る範囲内での解釈とします。

## 第2条：定義

1. 保証期間：保証期間とは商品が弊社より発送または、弊社が直接お客様納入場所に納入した日から起算されたメーカーが行う年数または日数とします。
2. 故障：故障とは納品された金属探知機装置または金属探知機製品が本来の機能である金属の検出を全く行わない、あるいは、表示機能等が動作しない、またLEDなどのインジケータ類が点灯しない等の状態が生じたものをさします。但し、電磁干渉、設置使用環境条件により生じる不具合などは故障と定義されません。金属探知機の性能上の差異についても故障と定義しません。

3. 修理：修理とは製品の外形が破損した場合、内部基板回路に以上が生じた場合、使用される内部の電子機器などが故障した場合、それらの部品を交換することをさします。部品の交換は二種の方法にて弊社が随意に行います。これら二種の方法を、①純正部品をメーカーへ取り寄せ交換する、②互換を持つ社外品が適する場合は国内で調達し交換する、とします。

#### 第3条：保守の委託

甲は、製品機器の正常な運転を維持するため、第3条に定める保守を乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。

#### 第4条：有効期間

本契約の有効期間は、契約を締結した日より、1年と定め、期間満了の1箇月前までに甲又は乙から本契約を終了する旨の意思表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとします。

#### 第5条：本件保守の範囲

1. 本契約に基づき乙が行う保守(以下「本件保守」という。)の範囲は次の通りとします。契約内容に従い、製品機器の点検を行うものとします。点検の際、故障が発見された場合、製品に付随する保証規定に準じて修理対応するものとします。本契約にて定める期日または内容に該当しない製品機器の不時の故障が発生した場合、乙は甲の連絡により技術員を派遣して必要な修理を行います。この修理は保証規定に従い修理を行うものとします。
2. 乙は、誠意を持って前項の本件保守を行います。不時の故障による甲の損失に対して乙はその責務を負わないものとします。

#### 第6条：除外作業

次の各号に定める事項は、本件保守契約の範囲に含まないものとし、これを行う必要が生じた場合には甲乙間で別途協議のうえ実施時期、料金等を決定したうえで、当該作業を行います。ただし、(5)至(10)に定める作業については、製品機器の据付場所にてその実施が可能な場合は、第7条に定める特別保守料金によりこれを行います。

- (1) 製品機器の移設および撤去に関する作業並びに立ち合い
- (2) 甲の要求による製品機器の改造
- (3) 製品機器の日常の清掃、点検および運転
- (4) 天災、地変など乙の責に帰すことの出来ない事由により製品機器に生じた故障の修理
- (5) 第15条に定める製品機器設置環境条件に反したことにより、製品機器に生じた故障の修理
- (6) 甲の使用方法が本来の使用目的とは異なる使用のため製品機器に生じた故障の修理
- (7) 製品機器のオーバーホール等の作業、およびその作業に伴う部品代
- (8) 甲のプログラム設定方法に起因する製品機器の故障原因調査
- (9) 製品機器の修理塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給

(10)製品に供給される外部の電気作業

第7条：点検・保守作業時間帯

1. 乙は、本件保守を次の号に定める時間帯に行うものとします。ただし、日曜日、国民の祝日、年末年始及び乙が別途定める日は休日とします。

(1) 月曜日から金曜日の午前10時00分から午後5時00分

(2) 甲が第3条の本件保守を本保守契約の有効期間内に前項の時間帯外または休日に要請し、乙が作業可能な場合、技術員を派遣し修理作業を行います。この場合甲は第7条に定める特別点検・保守料金を乙に支払うものとします。

第8条：点検・保守料金

1. 甲は、契約内容に記載される本件保守履行の対価として保守料金を乙に支払うものとします。
2. 甲は保守料金を本契約記載の支払方法(以下「支払方法」という)に基づき乙に支払うものとします。
3. 本契約における保守契約距離割増料金は、別表に定めるものとします。
4. 経済情勢の変動により、甲乙間で協議の上、料金の改訂を行うことができます。

第9条：特別点検・保守料金

第6条の(5)至(10)および第7条(2)に基づく修理作業に対する特別保守料金は以下の通りとします。

特別保守基本点検・保守料金表

営業時間内対応分		
区分	作業員1人/時間	以後30分毎超過分
午前9:00～午後5:00	作業工賃15,000円	作業工賃7,500円
出張費用	基本額10,000円※1	無償
交通費	実費(要見積)	-
部品代	実費	-
営業時間外対応分		
時間外・土日・祝祭日	作業工賃15,000円	作業工賃7,500円
出張費用	基本額20,000円※1	1,500円
交通費	実費(要見積)	無償
部品代	実費	-

※1：出張費用の弊社住所(滋賀県大津市)より距離別割増が適用されますのでご注意ください。

40Km未満：基本保守料金

60Km以上 100Km未満 20%割増

100Km以上 200Km未満 30%割増

200Km以上 300Km未満 40%割増

300Km以上 400Km未満 50%割増

400Km以上 別途お見積もり

#### 第10条：甲の負担する費用

1. 本件保守に要する費用のうち次の各号に定めるものについては、甲の負担とします。
  - (1) 電力料
  - (2) 調整用消耗品および構造等変更時の材料代
  - (3) 別表④に定める交換部品(以下「有償交換部品」という。)
  - (4) 本件保守を行うため派遣される技術員の使用する交通機関の料金、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費は実費とします。

#### 第11条：消費税

1. 甲は、本件保守履行料金の係る消費税額に相当する金額(以下「本件消費税額」という)を乙に支払うものとします。但し、本件消費税は表記料金に含まれるものとします。
2. 本件保守契約料金は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき保守料金は改訂(増額または減額)されるものとします。

#### 第12条：保守契約料金および特別保守料金等の支払

第9条に定める特別保守料金および第10条(2)至(4)に記述された項目の料金については、乙は当該料金または費用に係る作業が完了した日の14日以内に甲に請求するものとし、甲は請求を受けた月の末日までに現金(銀行振込：手数料は甲の負担とします)で当該請求額を支払うものとします。

保守契約料金のお支払いについては、「定期点検・保守」および「定額点検・保守(オンコール保守)」の年間契約の場合は契約開始日前日までの一括お支払い。「スポット点検・保守」の場合、点検・保守履行月の末日までの一括お支払いまたは履行後10日以内となります。

#### 第13条：老朽化製品機器の取り扱い

製品機器が老朽化し、正常な運転の維持が本件保守によっても不可能と乙が判断した場合、甲乙間で別途協議のうえ当該製品機器の以後の取扱いを決定するものとします。

#### 第14条：交換部品の所有権

本件保守の履行に伴って交換された不良部品の所有権は、全て乙に帰属するものとします。

#### 第15条：据付場所の移転

甲は、製品機器を移転する場合は、予め書面によりその旨を乙に通知するものとします。また、甲は乙の別途指定する地域外へ製品機器を移転する場合、乙による本件保守の履行がなされない又は不十分なものとなる可能性があることを了承したものとします。

#### 第16条：据付場所の整備

甲は、製品機器設置環境条件(入力電源、温湿度、振動、電界および磁界、設置条件、製品機器に有害な塩気および有機ガス、メンテナンスエリア等)を、製品機器の据付場所において常に整備、維持するものとします。

第 17 条：守秘義務

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者漏洩しないものとします。

第 18 条：契約の解除

甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、催告を行った後、本契約を解約し、かつ損害賠償を要求することができるものとします。

- (1) 本契約条項に違反したとき。
- (2) 差押、仮差押、租税滞納処分を受け、または整理会社更生手続きの開始もしくは破産の申立をしたとき。
- (3) 営業の停止または解散の決議をしたとき。
- (4) 甲による契約料金の不払いの場合、乙は通知後一方的に解約できるものとします。またこれにより生じた乙への損害については甲が支払うものとします。

第 19 条

本契約に定めない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙間で別途協議のうえこれを決定するものとします。

第 20 条：合意管轄

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、大津地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書を二通作成し、各自記名捺印の上、各一通を保有する。

年 月 日

依頼主（甲）

住所

社名

代表者氏名

印

受託者（乙）

住所

社名

代表者氏名

印

別表①

定期点検・保守契約料金表（営業時間対応分）単位：円

項目	契約区分	1ヶ月定期点検 毎月1回の訪問	3ヶ月定期点検 四半期に1回の訪問	6ヶ月定期点検 半年に1回の訪問
出張費単価		15,000 ※1	15,000 ※1	15,000 ※1
交通費基本額（定額×回数）		実費（要見積）※2		
作業工賃1人/時間（技術料）		15,000	15,000	15,000
交換部品代（必要時）		実費	実費	実費
年間契約料基本（部品・交通費除く）		360,000	120,000	60,000

※1：距離別割増料金が加算されます。本契約第9条をご参照ください。

※2：交通費につきましては下表ご参照ください。（基本定額）

都道府県	京都府・大阪府・兵庫県・ 和歌山県・奈良県 三重県・愛知県・福井県	徳島県・香川県・愛媛県 高知県・岐阜県・石川県 富山県・静岡県・長野県 新潟県・神奈川県 東京都・千葉県・群馬県 島根県・鳥取県・広島県	山口県・福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県・大分県 宮崎県・鹿児島県 福島県・宮城県
交通手段			
高速自動車道利用	12,000	25,600	-
航空機利用（緊急時）	-	31,200	58,600
新幹線利用（通常）	-	27,000	41,200

沖縄県：航空機利用のみ 往復¥62,800

山形県・青森県・岩手県：航空機利用のみ 往復¥67,400

北海道：航空機利用のみ 往復¥75,800

※ご注意：お客様ご住所が新幹線駅、空港からの距離が50kmを超える場合、別途現地にてレンタカー料金（ガソリン代を含む）をお受けいたします。

※弊社からお客様ご住所までの車両燃料代は出張費に含まれています。

※距離別割増出張費用の適用については以下の通りとなります。基点は滋賀県大津市よりとなります。

40km未満：基本保守料金

60km以上 100km未満 20%割増

100km以上 200km未満 30%割増

200km以上 300km未満 40%割増

300km以上 400km未満 50%割増

400km以上 別途お見積もり

別表②

定額点検・保守契約料金表 単位：円

項目	料金
点検・保守料金／月定額	48,000
交通費	無償
出張費	無償
作業工賃	無償
交換部品代	実費にて（要見積）

※本点検・保守サービスはオンコールにて履行されます。修理のご依頼があった場合、点検確認のため訪問させていただきますが、故障と判断されない場合、本契約、「第7条：特別点検・保守料金」を適用させていただきます場合がございますのでご了承ください。「故障」の定義につきましては、本契約「第2条：定義」の項を参照してください。

別表③

スポット点検・保守契約料金表 単位：円

営業時間内対応分		
区分	作業員 1 人/時間	以後 30 分毎超過分
午前 9 : 00～午後 5 : 00	作業工賃 15,000 円	作業工賃 7,500 円
出張費用	基本額 10,000 円※ 1	無償
交通費	実費（要見積）	-
部品代	実費	-

※ 1 : 距離別割増料金が適用されますのでご了承ください。

※時間外、営業日以外のスポット点検保守につきましては本契約「第9条：特別点検・保守料金」の項をご参照願います。

別表④

有償交換部品料金表

本該当部品につきましては、部品点数が多いため、適宜お見積もりにてご案内させていただきます。